

# 令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

## 運営指導における主な指摘事項

認知症対応型共同生活介護



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和6年3月15日～31日

# 【目次】

よくある指摘一覧	・・・ 3ページ
1. 主な指摘事項（入居・退居）	・・・ 4ページ
2. 主な指摘事項（介護等（費用負担））	・・・ 7ページ
3. 主な指摘事項（利用者の心身状況・希望・環境等の把握）	・・・ 10ページ
4. 主な指摘事項（他の介護従業者との協議）	・・・ 14ページ
5. 主な指摘事項（プランの実施状況の把握）	・・・ 17ページ
6. 主な指摘事項（看取り介護加算）	・・・ 21ページ
7. 主な指摘事項（認知症専門ケア加算）	・・・ 24ページ
8. 主な指摘事項（医療連携体制加算（報酬改定の内容含む））	・・・ 28ページ
9. 主な指摘事項（夜間支援体制加算（報酬改定の内容））	・・・ 31ページ

## 【よくある指摘一覧】

指摘項目	指摘内容
入退居について	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の被保険者証に、入居時に年月日・共同生活住居の名称を記載していなかった。</li><li>・利用者の退居に際し、退居の年月日を利用者の被保険者証に記載していなかった。</li><li>・入居申し込み者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症であることを確認していなかった。</li></ul>
秘密保持等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業者が業務上知り得た秘密の保持について、誓約書等の必要な措置がとられていなかった。</li></ul>
事故発生時の対応について	<ul style="list-style-type: none"><li>・事故発生時の対応について、区へ事故報告書を提出していない事例があった。</li></ul>
介護等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・入居者（利用者）の負担によって、福祉用具貸与を利用させていた。</li></ul>
認知症対応型共同生活介護計画の作成について	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえて計画を作成していない事例があった。</li><li>・アセスメントが不十分なため、認知症対応型共同生活介護計画に位置付けられた具体的なサービス内容が適切であるか確認できなかった。</li><li>・他の介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成していない事例があった。</li><li>・認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握が適切でない事例があった。</li></ul>
介護従業者の配置について	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護従業者の配置が基準を満たしていない日があった。</li></ul>

# 1. 主な指摘事項（入居・退居）

## 【指導での指摘事項】

- 入居に際して、利用者の被保険者証に入居の年月日を記載していなかった。
- 退居に際して、利用者の被保険者証に退居の年月日を記載していなかった。
- 入居申込者の入居に際し、主治医の診断書等により認知症であることを確認していなかった。



- ☑ 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。
- ☑ 入居に際しては、主治の医師の診断書等により、認知症である者の確認をしなければなりません。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（H25.3.5 杉並区条例第4号）  
第114条（入退居） 第115条（サービスの提供の記録）

# 1. 主な指摘事項（入居・退居）

## 《介護保険被保険者証への記載》

介護保険被保険者証		(一)	(二)	(三)
番号		要介護状態区分等 認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)		給付制限 内容
住所		認定の有効期間	区分支給限度基準額	期間 開始年月日 終了年月日
フリガナ		居宅サービス等 1月当たり	サービスの種類	種類 開始年月日 終了年月日
氏名		(うち介護保険給付標準額)	種類 サービスの種類	内容 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称
生年月日				居居年月日
交付年月日				居居年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	131151 杉並区阿佐谷南1丁目15番 杉並区 見本	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		介護保険施設等 種類 名称 種類 名称

入居の際、記入してください

介護保険施設等		種類	名称	種類	名称
		入所等年月日		入所等年月日	
		退所等年月日		退所等年月日	

退居の際、記入してください

- ☑ 他のサービス事業者が保険給付を受けることが可能であるか利用者の被保険者証を確認するため、入居及び退居の際に、漏れなく記入してください。

# 1. 主な指摘事項（入居・退居）

## 《認知症である者の確認》

### 「認知症」の定義

アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態

※右の疾患は せん妄、鬱病その他の気分障害、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、統合失調症、妄想性障害、神経症性障害、知的障害その他これらに類する精神疾患  
除く

(介護保険法第五条の二) (介護保険法施行令第一条の二)  
(介護保険法施行規則第一条の二)

### 主治の医師の診断書等とは

医師の診断が確認できる書類（診断書・主治医意見書・診療情報提供書等）を指す。

- Q. 診断書等に認知症であることが明らかな疾患の診断がされていない場合はどのように確認をしたらよいか？
- A. 診断書等に「認知症の疑いあり」と記載されているだけでは確認ができません。原則、再度診断書等で確認することが望ましいですが、少なくとも『「認知症」の定義』の状態であることを医師に聞き取り、記録に残しておく必要があります。

## 2. 主な指摘事項（介護等）

### 【指導での指摘事項】

- 入居者（利用者）の負担によって、福祉用具貸与を利用させていた。



認知症対応型共同生活介護を受けている間は、他の居宅サービス（居宅療養管理指導を除く）を、入居者の負担によって利用させることはできません。

## 2. 主な指摘事項（介護等）

福祉用具を例に...



### 居宅サービスの負担について

原則

計画作成担当者等を中心に行われる総合的なアセスメントを実施し、**利用者の処遇上**、福祉用具が**必要か否か**を判断する



### 不適切な例（福祉用具の場合）

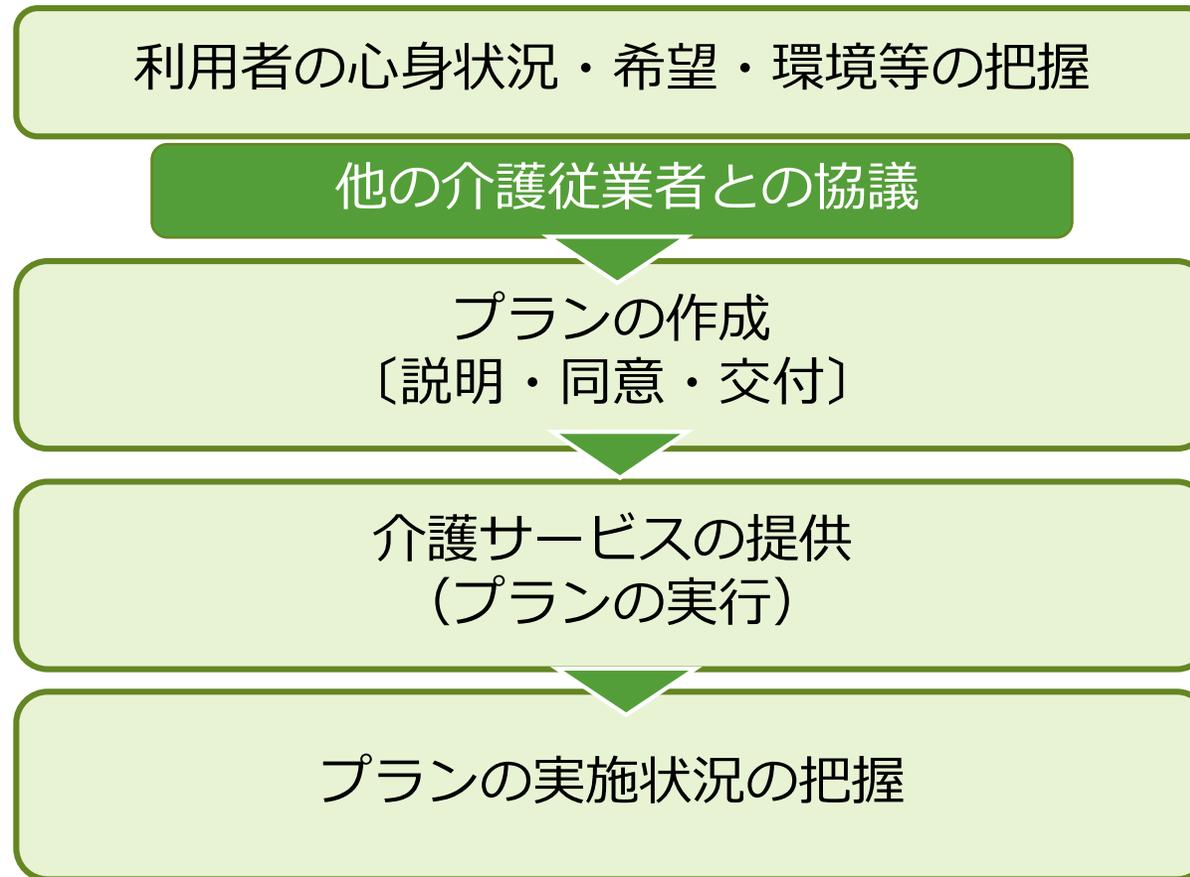
- × 計画作成担当者等が利用者の処遇上、福祉用具の利用が必要であると判断したにもかかわらず、事業所が福祉用具を準備せずに、利用者に福祉用具の購入を求める。
- × 事業所が福祉用具を準備するが、毎月、リース料を請求し、入居者に負担を求める。

### 例外（福祉用具の場合）

- アセスメントの結果、福祉用具の利用が必要であると判断し、事業所が福祉用具を準備しているにもかかわらず、入居者に必要とされる福祉用具よりも高い機能を有する別の福祉用具を入居者が希望する場合
- 事業所が福祉用具を準備しているが、利用者の好みにより別製品を希望する場合

※上記の例外に該当する場合であっても共同生活住居の生活において、利用者の自立支援の観点から必要であるか検討することが重要

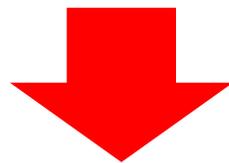
# グループホームにおけるケアマネジメントのプロセス



### 3. 主な指摘事項（利用者の心身状況・希望・環境等の把握）

#### 【指導での指摘事項】

- 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成していなかった。
- アセスメントが不十分なため、計画に位置付けられた具体的なサービス内容が適切であるか確認できなかった。



プランの作成にあたり、利用者の心身の状況、希望、環境等の把握は行っていますか？

### 3. 主な指摘事項（利用者の心身状況・希望・環境等の把握）

#### 具体例

以下の2つのアセスメントの記録（IADLの部分）を比較してみましょう。計画作成担当者YとXが作成した利用者「杉並 花子」さんについてのアセスメントシートの記録です。どちらが利用者の心身状況等を把握した内容でしょうか。

#### ▼ 計画作成担当者Yが記録したアセスメントシート

項目	介助程度	実行状況と残存能力
掃除	一部介助	
買い物	一部介助	職員と行く。
調理と片付け	一部介助	簡単な調理ができる。
火気管理	全介助	
洗濯	一部介助	週2回洗濯している。
外出	一部介助	職員とコンビニに行く。家族と外食に行く。
金銭管理	一部介助	
服薬状況	一部介助	

#### ▼ 計画作成担当者Xが記録したアセスメントシート

項目	介助程度	実行状況と残存能力
掃除	ほぼ自立 (自室のみ)	キレイ好きの主婦。掃き掃除、拭き掃除は上手だが、掃除機の操作は不可。自室はほうきとハタキ、からぶき雑巾を使用して自発的に毎朝実施しており仕上がりも良い（長年の習慣）。週に2回職員が掃除機をかける。
買い物	一部介助	職員の誘いでコンビニへ行き、もともと好きな饅頭などの菓子を一つ選び、小銭でレジで支払うことは可（見守り必要）。その他の日用品等の買い物は興味がないため、家族（長女）が買って持ち込んでいる。
調理と片付け	見守り	料理はしていたが、好きでも得意でもなく、献立を立てるのは料理名が浮かばず難しい。ご飯炊きと味噌汁作りは見守りで可。盛り付けもごはん味噌汁は可能。軽い皿や茶わんは率先して洗い、仕上がりもキレイ。
火気管理	見守り	自宅生活時に、コンロの火の消し忘れて鍋を焦がすことがあった。現在は、コンロの操作を怖がる為、着火消火調節等の操作をすることは無いが、職員が操作すれば一緒にコンロで味噌汁を作れる。
洗濯	見守り (声掛け)	洗濯も好きだが、洗剤の量等も含め洗濯機の操作が出来ない。月・木を洗濯日とし洗濯機操作を職員が見守り必要に応じて声掛けする。洗濯物をベランダで干し、乾いたら取り込む。畳み収納は鼻歌交じりで自立。
外出	一部介助	饅頭以外の買い物、散歩は好まず、あまり出かけないが、ホーム周辺の掃き掃除（ほぼ毎日）は積極的に出ていく。月に1回以上は家族（長女と孫）が来訪、近所のすし屋（行きつけ）へ行き、戻るといつも笑顔。
金銭管理	一部介助	家族（長女）が管理。コンビニで、小銭のやり取りのみ可能。必要時にホームで管理の小遣いを見守りの下で使用する。
服薬状況	一部介助	定時の服薬は朝食後の認知症の進行を遅らせる薬のみ。服薬の認識があり、朝食後に本人が職員に申告して手渡された薬を飲む。、週に2回程度の申告忘れの際は、職員が声掛けして確実な服薬につなげている。

### 3. 主な指摘事項（利用者の心身状況・希望・環境等の把握）

#### ▼ 計画作成担当者Y

計画作成担当者Yのアセスメントにより作成したケアプランです。...

#### 具体例

- ▶ 達成感や自信回復が得られるような目標となっているでしょうか？
- ▶ 誰にでも当てはまる、個性のないプランになっていませんか？

#### ② 認知症対応型共同生活介護計画

項目	介助程度	生活全般の課題すべき（ニーズ）	目標				援助内容			
			長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	担当者	頻度	期間
掃除	一部介助	共同で家事をする	食事の準備をする。	R4/4/1~ R4/...	簡単な調理	R4/4/1~ R4/...	職員の調理を手伝う	本人と職員	2回/週	R4/4/1~ R4/...
買い物	一部介助	職員と行く。								
調理と片付け	一部介助	簡単な調理ができる。								

#### ① アセスメント

👉 プラン作成にあたって、利用者の心身状況や希望、置かれている環境等をしっかり把握できていると言えるでしょうか？

👉 利用者が主体的に行うことができるような配慮（記載）をしていますか？

※ 計画書やアセスメントシートを掲載していますが、当該様式や項目の記載を求めるものではありません。計画書、その他関係書類については、適切なケアマネジメント及び介護の提供ができるよう事業所ごとに創意工夫し、作成してください。

# 3. 主な指摘事項（利用者の心身状況・希望・環境等の把握）

## 具体例

### ▼ 計画作成担当者X

👉 グループホームでの食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うものですが、認知症である利用者の尊厳を尊重し、グループホームでの役割で達成感や満足感を得て自信回復の効果を求めるには、利用者が好きなことや得意なことを実践してもらうことが効果的です。

### ② 認知症対応型共同生活介護計画

生活全般の課題すべき（ニーズ）	目標				援助内容			
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	担当者	頻度	期間
清潔な部屋で気持ちよく寝起きして過ごしたい。		R5/4/1~ R5/...	体調を整えて、自分の部屋の掃除を続けたい。	R5/4/1~ R5/...	持病を管理して掃除ができる体調にする。	主治医	随時	R5/4/1~ R5/...
					通院をサポート	家族	1回/月	
					薬の管理と服薬の確認	職員	毎日	
					きちんと処方薬を飲む	本人	毎日	
					体調の良い日は、はたきとほうきとからぶきで自分の部屋を掃除する	本人	体調の良い時	
清潔な環境で気持ちよく過ごしたい		R5/4/1~ R5/...	清潔な衣類でさっぱりと暮らしたい。	R5/4/1~ R5/...	職員の見守り	職員		
					月曜日と木曜日は洗濯をする	本人	2回/週	R5/4/1~ R5/...
					洗濯機のサポート	職員	2回/週	
					一日おきにお風呂で身体をあらう	本人	2回以上/週	R5/4/1~ R5/...
職員の見守り	職員	2回以上/週						
自分自身が清潔で過ごしたい。		R5/4/1~ R5/...	お風呂で、髪と身体をさっぱりとしたい。	R5/4/1~ R5/...				

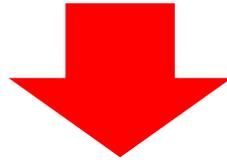
### ① アセスメント

項目	介助程度	実行状況と残存能力
掃除	ほぼ自立（自室のみ）	キレイ好きの主婦。掃き掃除、拭き掃除は上手だが、掃除機の操作は不可。自室はほうきとハタキ、からぶき雑巾を使用して自発的に毎朝実施しており仕上がりが良い（長年の習慣）。週に2回職員が掃除機をかける。
買い物	一部介助	職員の誘いでコンビニへ行き、もともと好きな饅頭などの菓子を一つ選び、小銭でレジで支払うことは可（見守り必要）。その他の日用品等の買い物は興味がないため、家族（長女）が買って持ち込んでいる。
調理と片付け	見守り	料理はしていたが、好きでも得意でもなく、献立を立てるのは料理名が浮かばず難しい。ご飯炊きと味噌汁作りは見守りで可。盛り付けもごはんと味噌汁は可能。軽い血や茶わんは率先して洗い、仕上がりがキレイ。
火気管理	見守り	自宅生活時に、コンロの火の消し忘れて鍋を焦がすことがあった。現在は、コンロの操作を怖がる為、着火消火調節等の操作をすることは無いが、職員が操作すれば一緒にコンロで味噌汁を作れる。
洗濯	見守り（声掛け）	洗濯も好きだが、洗剤の量等も含め洗濯機の操作が出来ない。月・木を洗濯日とし洗濯機操作を職員が見守り必要に応じて声掛けする。洗濯物をベランダで干し、乾いたら取り込む。畳み収納は鼻歌交じりで自立。
外出	一部介助	饅頭以外の買い物、散歩は好まず、あまり出歩かないが、ホーム周辺の掃き掃除（ほぼ毎日）は積極的に出ていく。月に1回以上は家族（長女と孫）が来訪、近所のすし屋（行きつけ）へ行き、戻るといつも笑顔。
金銭管理	一部介助	家族（長女）が管理。コンビニで、小銭のやり取りのみ可能。必要時にホームで管理の小遣いを見守りの下で使用する。
服薬状況	一部介助	定時の服薬は朝食後の認知症の進行を遅らせる薬のみ。服薬の認識があり、朝食後に本人が職員に申告して手渡された薬を飲む。週に2回程度の申告忘れの際は、職員が声掛けて確実に服薬につなげている。

## 4. 主な指摘事項（他の介護従業者との協議）

### 【指導での指摘事項】

- 他の介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成していない事例があった。



プランの作成にあたり、介護従業者と協議を行っていますか？

# 4. 主な指摘事項（他の介護従業者との協議）



## 具体例

（計画作成のための）協議の要点						
利用者名	Aさん					
開催日	R6年3月10日					
会議出席者	職種	氏名	職種	氏名	職種	氏名
	管理者	荻窪 太郎	計画作成	方南 花子	介護従業者	清水 一郎
検討した項目	利用者状況について					
検討内容	・最近腰が痛いと言いだした。					
結論	・整形外科の受診につなげる。					
残された課題	・家族に伝える。					

▶ 具体的な検討・結論の内容を記録していますか？

👉 例えば、腰痛発生の原因、状況、今後必要な対応等について情報共有を行ったのであれば、そうした情報も記録しておきましょう。また、計画の目標や提供するサービスについて、見直しの要否を協議・検討した場合は、その過程を記録し、計画作成に活用してください。

### 計画作成に先立って行う協議で必要なこと

協議の内容	目標設定の妥当性の検討（どのような目標が妥当か）、目標達成のための具体的サービスの検討、利用者の望む生活の検討、生活上の行為や動作
協議の視点	介護従業者が日々の支援の中で把握した利用者の言動を通して検討するとよい
生活上の行為について	具体的に何をどの程度サポートするのか（自分でできること・支援すればできることを考える）

# 4. 主な指摘事項（他の介護従業者との協議）

## 具体例



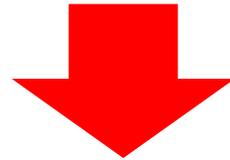
(計画作成のための) 協議の要点						
利用者名	Aさん					
開催日	R6年3月10日					
会議出席者	職種	氏名	職種	氏名	職種	氏名
	管理者	荻窪 太郎	計画作成	方南 花子	介護従業	清水 一郎
検討した項目	1. 更新認定時（R6年2月28日に作成）の計画の目標と目標達成のための具体的サービスについて					
検討内容	1. 利用者の状況確認					
	<p>① 前回計画作成時の心身状況との比較→キレイ好きには変化なく、生き活きと掃除、洗濯をしているが、ホームの外の掃き掃除時に「あー腰が痛い」と言ったり、腰をさすことが週に3～4回見られる。寒い日に多い。（介護職の発言）外の掃除は気温と体調を考慮することが必要ではないか。</p> <p>② 食事量が減っている（通常の6～7割の日が週の半分位ある）。家族との外出時には寿司を完食し、変化はない。食の嗜好を考慮することで、必要量の確保ができないか。家族に報告と相談が必要ではないか。（管理者の発言）</p> <p style="text-align: center;">⋮</p>					
結論	<p>1. 腰痛の治療と、負荷のない掃除内容を新たに計画に盛り込む。</p> <p>2. 適正な食事量の確保について、主治医、家族等の関係者と相談し、必要時計画に反映する。</p>					
残された課題	受診の段取りとその結果の対策の検討					

👉 この事例では、2月28日に計画を作成していますが、3月10日に協議を行っています。計画作成のための協議は、**作成（計画の確定）前**に行いましょう。

## 5. 主な指摘事項（プランの実施状況の把握）

### 【指導での指摘事項】

- 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握が適切でない事例があった。



プランの実施状況はどのように確認していますか？

# 5. 主な指摘事項（プランの実施状況の把握）

## 具体例



▶作成した計画に基づきどの程度サービスを提供できたのか、目標はどの程度達成できたのか具体的に記録していますか？  
 👉計画の実施状況の把握にあたっては、計画の変更の要否に必要な情報や今後の計画作成に有効な情報を意識して記録しましょう。

認知症対応型共同生活介護計画		計画の把握内容		
目標	サービス内容	目標状況	サービスの実施状況	計画変更の必要性
ホームの外周りをきれいにし、近所の人達にも気持ちよく過ごしてもらおう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天気の良い日は、ホームの前を掃き掃除して、通りかかった人に挨拶をする。</li> <li>・外から見える所に花を植えて育てて見ってもらう。</li> </ul>	ほぼ達成	実施している	変更の必要なし
		条件により一部達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掃き掃除はゆっくり慣れた様子で丁寧。近所の人「ごせいが出ますね。」等の声に笑顔で会話（いつも同じ内容）をしている。</li> <li>・気温が低い日のみ腰痛が見られ、負担大の可能性あり。本人は掃除をしたがるが、「今日は掃除をしない日です。」と伝えて中止し様子みている。</li> <li>・小さいジョーロでの水やりを続け、そのたびに「きれいね」と職員と笑顔で会話をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰痛を勘案して、掃除の頻度や条件等の見直しを検討</li> <li>・腰痛について主治医、家族に早急に相談し、必要に応じて計画を変更。</li> </ul>

## 5. 主な指摘事項（プランの実施状況の把握）

具体例



認知症対応型共同生活介護計画		計画の把握内容		
目標	サービス内容	目標状況	サービスの実施状況	計画変更の必要性
好きな趣味を見 つける。	楽しめる事を探す。  <b>?</b>	ほぼ達成	歌の会や、映画鑑賞に参加 した。	必要なし

▶ 曖昧な目標や抽象的な目標を設定していませんか？

☞ 計画の実施状況の把握にあたっては...

- ① 提供する具体的なサービスが計画通りに実施されているか
  - ② 目標を達成するためにサービスの内容に過不足はないか
  - ③ 計画の目標がどの程度達成しているか
- 等を確認します。曖昧な目標の評価は非常に困難です。

# 認知症対応型共同生活介護に係る介護報酬

介護報酬の根拠となる単位数表は厚生労働省の告示で示されており、このほか、解釈を補う通知（留意事項通知）や、別に定めるものなどを規定する関係告示、事務連絡によるQ & Aがあります。

介護報酬の算定にあたっては、必ず、介護報酬の根拠となる規定や通知の内容を確認してください。

## ▼ 主な告示・通知等

単位数表（告示）	単位数表（留意事項通知）	関係告示	事務連絡・その他通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚労告126）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.31 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（H27.3.23 厚労告94）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（R3.3.16 老発0316第4号）</li> <li>●リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（R3.3.16 老認発0316第3号・老老発0316第2号）</li> <li>●令和3年度介護報酬改定関連通知の正誤等について（R3.4.22 老高発0422第1号・老認発0422第1号・老老発0422第1号） 等</li> </ul>
		厚生労働大臣が定める基準（H27.3.23 厚労告95）	
		厚生労働大臣が定める施設基準（H27.3.23 厚労告96）	
		厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（H12.2.10 厚告27）	
		厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（H12.2.10 厚告29）	

※ この資料では告示番号や通知名等を一部略称で表記しています。

## 6. 主な指摘事項（看取り介護加算）

### 【指導での指摘事項】

- 看取り介護加算について、算定要件を満たしていなかった。  
医師が回復の見込みがないと診断した後に、計画を作成し利用者同意を得ていなかった。  
看取りに関する職員研修を行っていなかった。

**看取り介護加算の算定要件を確認してください。**



項目	要件
算定単位数	死亡日から起算した日数に対応した単位数を算定すること
対象者	医師が回復の見込みがないと診断した者であること
指針	看取りの指針（重度化対応指針含む）を定め、多職種で協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜見直しを行うこと
指針の同意	入居時に看取りの指針内容を説明し、利用者同意を得ること
計画の同意	医師等と多職種連携により共同作成した介護計画を説明し、利用者同意を得ること
随時の説明に係る同意	医師等と多職種連携の下、随時、介護記録等を活用して介護の説明を行い、利用者同意を得た者であること
研修	看取りに関する職員研修の実施

## 6. 主な指摘事項（看取り介護加算）

### その他算定にあたり留意すべき点

- ☑ 医療連携体制加算を算定していない場合は、算定できません。
- ☑ 死亡日前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院した後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該認知症対応型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定できません。

### ▼ 単位数（参考）

死亡日以前31日以上45日以下	死亡日以前4日以上30日以下	死亡日の前々日及び前日	死亡日
72単位	144単位	680単位	1,280単位

- ☑ 看取りに関する指針には、次の項目を盛り込むこと。

- イ 当該事業所の看取りに関する考え方
- ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方
- ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）
- ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法
- ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式
- ト 家族等への心理的支援に関する考え方
- チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法

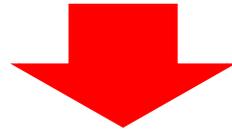
## 6. 主な指摘事項（看取り介護加算）

内容	【根拠法令】	該当箇所等
算定単位数について	指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準 (H18.3.14 厚労告126 )	別表5・ 注8
指針、指針の同意、 研修	厚生労働大臣が定める施設基準 (H27.3.23 厚労告96 )	第33号
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	第二の6(7)
対象者	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (H27.3.23 厚労告94)	第40号
計画の作成・看取り 介護の実施にあたって 参考とするもの	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」	

## 7. 主な指摘事項（認知症専門ケア加算）

### 【指導での指摘事項】

- 認知症専門ケア加算の対象者ではない利用者について算定している事例があった。



認知症専門ケア加算の算定要件を確認してください。

## 7. 主な指摘事項（認知症専門ケア加算）

### 《算定要件》

項目	認知症専門ケア加算Ⅰ
算定対象者	日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者
事業所要件	利用者総数のうち日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上
認知症介護に係る専門的な研修修了者の配置	認知症介護実践リーダー研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者を、対象者19人までは1人以上、29人までは2人以上配置
対象者への対応	チームとして専門的な認知症ケアを実施
職場内体制	定期的な会議の開催（認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る内容）

項目	認知症専門ケア加算Ⅱ
<b>Ⅰの要件すべてに適合していること。</b>	
認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者の配置	認知症介護指導者養成研修、認知症看護に係る適切な研修の修了者を1以上配置
職場内体制	上記研修修了者が所内の認知症ケアの指導を実施
職員ごとの研修	介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施

## 7. 主な指摘事項（認知症専門ケア加算）

### 《加算算定の注意点》

#### 1. 割合の計算について

- ☑ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が2分の1以上の計算は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人数又は利用者延人数の平均で算出します。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要です。

なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出してください。

【R 3介護保険最新情報（Vol.69）平成21年3月23日】（問114）〔厚生労働省 電話確認〕

#### 2. 算定対象者について

- ☑ 対象者（認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者）以外の利用者は、当該加算を算定できません。

〔厚生労働省 電話確認〕

## 7. 主な指摘事項（認知症専門ケア加算）

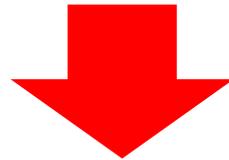
### 《根拠法令など》

内容	【根拠法令】	該当箇所等
算定単位数について	指定地域密着型サービスに要する費用の額に関する基準（H18.3.14 厚労告126）	別表5 へ
対象者、研修修了者の配置、職場内体制、対象者への対応	厚生労働大臣が定める基準 （H27.3.23 厚労告95）	三の二 イ
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	第二の6 （11）
対象者	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 （H27.3.23 厚労告94）	第41号（第23号の2準用）

## 8. 主な指摘事項（医療連携体制加算）

### 【指導での指摘事項】

- 入居の際に、利用者又はその家族に対して「重度化した場合における対応に係る指針」の内容について、同意を得ていることが確認できなかった。（医療連携体制加算（I））
- 看護師の資格を確認していなかった。



医療連携体制加算の算定要件を確認してください。

# 8. 主な指摘事項（医療連携体制加算）

（R6.4月～報酬改定にて変更）

体制評価

要件（抜粋）	医療連携体制加算Ⅰ（イ）57/日	医療連携体制加算Ⅰ（ロ）47/日	医療連携体制加算Ⅰ（ハ）37/日
看護師の配置	事業所の職員として看護師（准看含まない）を常勤換算方法で1名以上配置	事業所の職員として看護職員（准看含む）を常勤換算方法で1名以上配置	事業所の職員又は病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により看護師（准看含まない）を1名以上確保
看護師の24時間連絡体制の確保	看護師による24時間連絡できる体制を確保 （病院・診療所・訪問看護ステーションの看護師との連携による体制確保も可）		
指針の整備要件	重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている。		
提供するサービス	具体的なサービスとして想定される以下を実施している。また、看護師がこれらの業務を行うために必要な勤務時間を確保している。 （看護師の事業所における勤務実態がなく「オンコール体制」としているだけでは×） <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者に対する日常的な健康管理 <b>（区基準：1回以上/週）</b></li> <li><input type="checkbox"/> 通常時及び利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整</li> <li><input type="checkbox"/> 看取りに関する指針の整備</li> </ul>		



受入評価

要件（抜粋）	医療連携体制加算Ⅱ 5/日 医療連携体制加算Ⅰのいずれかを算定していることが要件
医療的ケアが必要な者の受入要件	<input type="checkbox"/> 算定月が属する月の前3月間において、厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告第96号）で定める利用者（※次ページ参照）が1人以上いること

## 8. 主な指摘事項（医療連携体制加算）

### 《利用者の要件》

（R6.4月～報酬改定にて変更）

※	厚生労働大臣が定める施設基準（厚労告第96号）第34号ロ（3）で定める利用者
	喀痰吸引を実施している状態 等
	経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
	呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
	中心静脈注射を実施している状態
	人工腎臓を実施している状態
	重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
	人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
	褥瘡に対する治療を実施している状態
	気管切開が行われている状態
	
+	今回の報酬改定で追加された利用者
	留置カテーテルを使用している状態
	インスリン注射を実施している状態

## 9. 報酬改定の内容（夜間支援体制加算）

（R6.4月～報酬改定にて変更）

要件（抜粋）	夜勤職員の加配人数 (1ユニット1人+α)	見守り機器の導入割合	その他
現行要件	常勤換算方法で1人以上の夜勤職員又は宿直職員		
新設要件	常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員	10%	<b>委員会※</b> を設置し、必要な検討等が行われていること。

**※委員会：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会**

《算定上の注意点》（内容は従前どおりです）

- ・ 全ての開所日において夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置を上回っていること。
- ・ 宿直職員は事業所内での宿直が必要。
- ・ 併設事業所と同時並行的に宿直勤務を行う場合には算定対象外。（それぞれに宿直職員が必要）

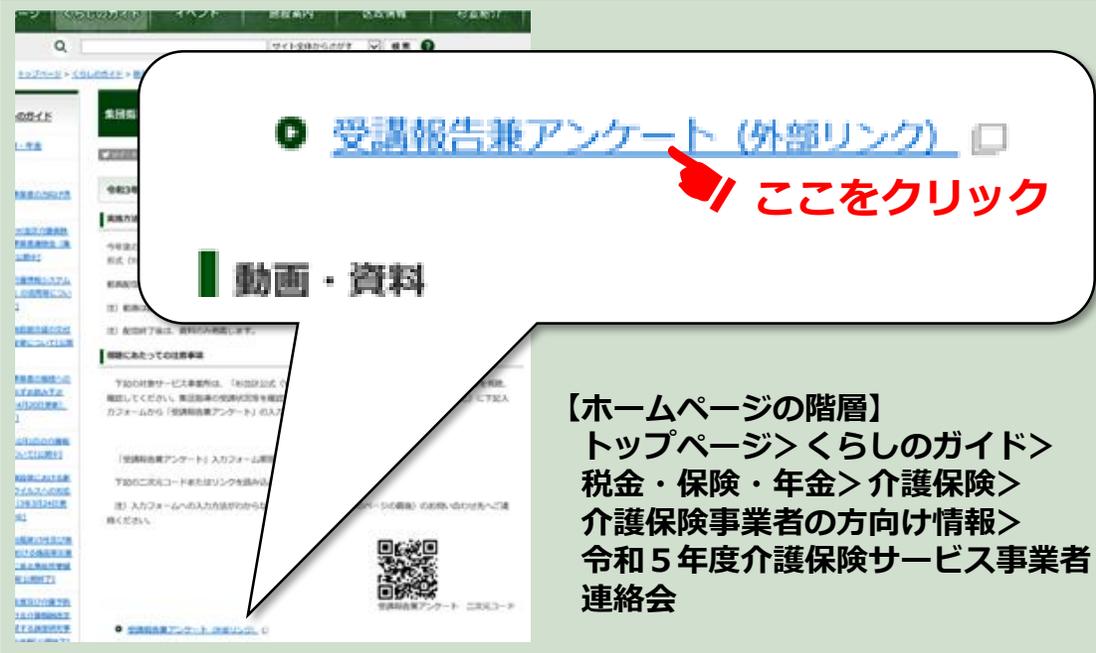
# 「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

## 区公式ホームページからアクセスする場合



**ここをクリック**

**動画・資料**

【ホームページの階層】  
トップページ>くらしのガイド>  
税金・保険・年金>介護保険>  
介護保険事業者の方向け情報>  
令和5年度介護保険サービス事業者  
連絡会

## 二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

🕒 入力期限：3月31日（日曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区